

THE TOKYO FOUNDATION

東京財団
政策提言

新しい時代の地域再生政策 (中間報告)

—「地域コミュニティの再生」と
「地域内循環型経済の形成」を目指して—

2010年3月

東京財団政策研究部

本政策提言について

本政策提言は、東京財団の研究プロジェクト、「新しい地域再生政策研究プロジェクト」における研究成果である。研究会のメンバーは以下の通り。

【リーダー】

井上健二 東京財団研究員兼政策プロデューサー

【主なメンバー】(50音順)

板垣欣也 マネージメント・デザイン・オフィス代表

岩佐吉郎 岩佐吉郎名桜大学寄附講座教授

梅川智也 (財)日本交通公社調査部長

清水慎一 JTB 常務理事、地域活性化伝道師

十代田朗 東京工業大学准教授

松本大地 (株)商い創造研究所代表取締役

吉永 憲 (株)共同通信情報企画本部次長

<本政策提言に関するお問合せ>

東京財団政策研究部 井上健二 電話 03-6229-5502

e-mail k-inoue@tkfd.or.jp

東京財団政策研究部とは

日本は、バブルの崩壊からようやく立ち直ったかと思うと、今また、グローバルな経済危機に直面しています。さらに年金・医療などの社会保障に始まり、教育や農業・環境などの問題は山積したままであり、国内問題はますますグローバルな問題と直結するようになり、外交・安全保障問題は米欧だけではなく、アジアや新興国などのプレーヤーも加わって、複雑化し、国益の再整理が必要になっています。

このような重大な時期に政治は機能不全をきたし、これらの問題についての、政策論議では対症療法が中心となっており、冷静な分析と検討が十分ではありません。

こういうときこそ、立ち止まって物事の本質をしっかりと見極め、的確な政策を打ち出すことのできる政策シンクタンクの機能が強く求められています。幸いなことに、東京財団は公益法人として、中立・独立の立場で政策研究、提言を行うインフラが整っており、国会と霞が関の間という恵まれた立地にもあります。これらを活かしながら、日本の文化や文明にまで立ち返って問題の本質を突きとめ、抽象論にとどまらず現場感覚を大切にしながら、具体的な案として世の中に提案し、実現をはたらきかけていくのが、当財団の政策研究部の使命と考えます。

1997年に東京財団が設立されてからこれまでの間、民間から内閣に入ったり、霞が関の官僚が政界やアカデミズムに飛び出したり、政策をめぐる人材の流動化は急速に進みました。東京財団の政策研究事業は、こうした流動化した人材の知性や能力を集めながら、世の中を動かす発火点となることを目指します。

新しい地域再生政策研究プロジェクト

地方は、今、これまでにない厳しい環境にあり、閉塞感で覆われています。地域の活性化なくして日本の再生はありません。

本プロジェクトでは、地域再生に第一線で取り組む実践者・有識者や各省の政策担当者の協力の下、現在、政府で推進している地域再生関連施策の検証とともに、「コミュニティの再生」及び「地域内循環型経済の形成」をキーワードとして、地域産業の活性化や地域の雇用の場の確保・創出など経済的に自立した持続可能な地域の再生を進めるための諸方策や効果的な仕組み等について提言することを目指しています。

【要旨】

地方は、今、これまでにない厳しい環境にある。人口減少、少子・高齢化の急速な進展の影響等により、地方の多くの地域で過疎化や地盤沈下は進み、地域は閉塞感で覆われている。その結果、地域のコミュニティや伝統・文化の衰退までも懸念される状況にある。

昨年末に「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」が策定されたが、環境産業をはじめとする新たな成長産業の育成には時間がかかる。中長期的な戦略の推進と同時に、新政権は、直ちに、これまでの政策を見直すとともに、地に足のついた効果的な地域再生政策を具体化、強力に推進することが求められている。

日本を構成する「地域」の活性化なくして日本の再生はない。地域を想う志ある資金を呼び込み、地域の産業を活性化させ、地域の雇用の場の確保・創出を図るとともに、充実した人生をおくることのできる魅力ある地域の再生を効果的に図るにはどのような政策が必要か。

東京財団では、「地域再生政策研究プロジェクト」を昨年9月に立ち上げ、研究を進めてきた。今般、これまでの11回に及ぶ研究会での熱心かつ建設的な議論を踏まえ、東京財団において、中間報告として、地域再生を進める上での3つのポイントと15の政策提言を取りまとめた。

〔地域再生を進める上での3つのポイント〕

(Point1) 地域の絆・コミュニティの再生

- 地域の魅力の再発見、●「新しい公共」を中心に据えた地域再生の推進、●地域再生の担い手の確保

(Point2) 効果の見える地域再生のための計画の作成

- 「創出する雇用者数」、「地域内調達率」及び「目標時期」等具体的な数値目標の設定
- 目標の設定と併せて、外部評価・PDCAサイクルの仕組みとしての導入
- 分野毎の計画ではなく、相乗効果の期待できる総合的な事業内容の計画とすることが重要

(Point3) 地域内循環型経済の形成促進

- 地域内調達率を数値目標に掲げるとともに、調達率の向上に資する「地産地消」の推進などの取組の促進
- 農商工連携等を通じた農業の6次産業化の促進
- 小さなコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの創出の促進
- 二地域居住の促進等のグリーンライフ・ツーリズムや着地型観光の振興など交流産業の振興
- 交流産業の振興と一体となった域外からの消費拡大の促進
- 地域の豊かなライフスタイルの創造に資するライフウェア産業の振興
- 地域産業の持続的なイノベーションを図るための仕組みの構築・導入

〔新たな時代に対応した地域再生政策への提言〕

1. 既存の地域再生支援制度を抜本的に見直せ

- 〔提言1〕 地域再生関連支援制度の抜本的な合理化・統合を図れ (B)
- 〔提言2〕 地域の多様な主体のパートナーシップを基本とした地域経営事業組織を核とする新たな地域再生支援スキームを構築せよ (C)
- 〔提言3〕 各省庁に分散する地域再生関連セクションの整理・合理化を進めるべき (B)
- 〔提言4〕 補助金等の支援を受け事業を行う民間団体等の事業推進に必要な事業資金の確保のための仕組みの創設を図れ (C)

2. 地域への「担い手人材」の流動化の仕組みを構築せよ

- 〔提言5〕 霞が関人材の地域再生への投入・活用を図れ (A)
- 〔提言6〕 「平成の開拓使」派遣プロジェクトの推進を図れ (A)
- 〔提言7〕 地域への人材派遣支援事業の派遣期間の見直し、長期化を図れ (C)
- 〔提言8〕 「地域人材育成奨学金制度」の創設の促進を図れ (B)

3. 地域を想う「志金」を地域再生に積極的に活用せよ

- 〔提言9〕 地域経営事業組織支援のための税制上の特例措置の創設を図れ (B)
- 〔提言10〕 まちづくりや地域資源を活用した事業を応援するファンド支援のための税制上の特例措置の創設等を図れ (B)
- 〔提言11〕 ふるさと納税を促すための制度改善を図れ (C)

4. その他の地域再生に資する施策等に関する提言

- 〔提言12〕 金融検査のあり方を見直せ (C)
- 〔提言13〕 郵便局ネットワークのコミュニティ・サービス拠点としての活用を図れ (B)
- 〔提言14〕 地域内調達率の向上を促す制度の創設を図れ (B)
- 〔提言15〕 地域の実情に合った社会資本整備の仕組みを構築せよ (B)

〔今後の研究活動について〕

今回の政策提言内容を関係者等に広く情報発信、忌憚ない意見等を集約、今後の政策研究に反映することとしたい。また、地域再生は様々な政策分野に広く跨る政策テーマであり、今般の提言は、地域再生政策分野の一部について半年間の研究成果を中間報告として取りまとめたにとどまるもので、検討されていない地域再生に関する政策テーマはまだ多くあり、こうした政策テーマの検討も深めていく必要がある。

東京財団では、取りまとめた提言の実現に向けて関係方面に働きかけるとともに、来年度も、引き続き、地域再生の最前線の国内外の取組や地域リーダー・実践家の意見等の把握に努めながら、より実践的で効果的な地域再生政策の提言を取りまとめていく予定である。

はじめに

政府は、昨年末に「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」を策定、2020年までに環境、健康、観光の三分野で100兆円超の「新たな需要の創造」により雇用を生み、国民生活の向上を図ることを目指すこととしているが、戦略で掲げられた環境産業をはじめとする新たな成長産業の育成には時間がかかる。

昨今の地方の厳しい経済情勢に鑑みると、中長期的な戦略の推進と同時に、直ちに、地域の既存の産業の活性化あるいは地域資源を生かしたビジネスの起業を促し、雇用の場の確保・創出につながる、地に足の着いた地域再生政策を強力に推進することが求められている。

日本を構成する「地域」の活性化なくして日本の再生はない。地域を想う志ある資金を呼び込み、地域の産業を活性化させ、地域の雇用の場の確保・創出を図るとともに、充実した人生をおくることのできる魅力ある地域の再生を効果的に図るにはどのような政策が必要か。東京財団では、この喫緊の課題に応えるべく、新たに「地域再生政策研究プロジェクト」を昨年9月に立ち上げ、研究を進めてきた。今般、これまでの11回に及ぶ研究会での熱心かつ建設的な議論を踏まえ、中間報告として、地域再生のための具体的な政策提言を取りまとめた。

政策提言を出すにあたって、地域での活発な議論を喚起する観点から、あえて提言内容の絞込みを行わず、アイデアレベルのものも含めて、世に問うこととした。

「できることは全てする」との覚悟の下、各省縦割りで制度化、屋上屋を重ねた無駄の多い既存の政策・施策の見直しを行うとともに、地域の再生に高い効果が期待できる具体的な施策や取組を早急に具体化し、政府を挙げて、積極・果敢に取り組むことが必要である。

この政策提言がきっかけとなり、新政権はもとより、地方自治体や地域再生に取り組む関係者の間で地域再生に関する政策議論・検討が進み、一刻も早く、効果の高い地域再生政策・施策の展開や具体化に向けた動きを加速させることにつながることを期待したい。

I . 研究の目的及びこれまでの研究活動の経緯

(1) 研究目的

本研究では、人間らしい豊かな生活を実現できる、経済的に自立した持続可能な地域の再生に必要な政策提言を行うことを最終的な目標としている。そのために、まずは、現在推進中の地域再生関連施策の検証を行う。また、地域住民が主体となり、地元自治体をはじめ幅広い関係者と連携し、地域の個性・資源を生かした地域再生を進めることを基本に、コミュニティの再生、地域内循環型経済の形成*¹や地域を取り巻く環境の変化に対応した新たな地域再生推進のための効果的な仕組み等について研究することを目的とする。

注1：地域内循環型経済とは、地域資源の積極的な活用が図られるなど地域に根ざし、地域内調達率が高く、投資が地域内で繰り返し行われることにより雇用・所得が持続して生み出される、地域内でモノ・資金等が循環する地域経済

(2) 研究活動の経過

地域再生に第一線で取り組む実践者・有識者や各省の政策担当者の協力の下、東京財団内に「新しい地域再生政策研究会」を設置し、昨年9月以降、11回にわたり研究会を開催してきた。

研究会では、現在推進中の地域再生関連施策の検証を行うとともに、人口減少や少子・高齢化など将来の日本の地域の課題を先取りするフロンティアともいえる中山間地域や中小都市を主な検討の対象として、喫緊の課題である地域産業の活性化や地域の雇用の場の確保・創出のための諸方策をはじめ、経済的に自立した持続可能な地域の再生を進める上でポイントとなる「コミュニティの再生」及び「地域内循環型経済の形成」促進のための効果的な政策や仕組み等について、議論・研究を深めてきたところである。

Ⅱ. 「地域」が直面する主な課題

地域を取り巻く大きな社会環境の変化の影響により、地域は様々な課題に直面している。新しい地域再生政策研究会のメンバーである、学識経験者や地域再生実践者、地域の自治体やまちづくり団体等の関係者から、地域再生を進める上で特に問題となっている事項や対応が求められる課題等について聞き取りを行ってきた。その主な課題を例示すると以下のとおりである。

〔地域再生を進める上での主な課題〕

- 地域の誇りの喪失、空洞化
- 地域コミュニティの絆の弱体化、消滅集落の発生
- 少子・高齢化による地域再生の担い手の不足、確保の困難性
- 地域経済の低迷、雇用の場の確保
 - ・誘致企業・工場の撤退
 - ・国際競争の激化による基幹産業・地場産業の衰退
 - ・大規模小売店の進出による商店街の衰退
- 地域産業の活性化やまちづくりに必要な資金の入手の困難性
- 複雑化・細分化された政府の地域再生支援制度の使い勝手の悪さ
- 支援を受けるために制度毎に作成・設置が求められる類似の計画や協議会等に関する地域の過大な負担
- 出張所・支所等の廃止や周辺部の衰退など市町村合併の負の効果の影響 等

Ⅲ. 政府の地域再生に関する取組の検証

1. 政府によるこれまでの地域再生に関する取組

「地域」が直面する諸課題に応えるため、国においては、例えば、農林水産業、地場産業、中小企業、観光の振興など、各省庁が各々の所管の政策分野毎に支援制度を創設、個々に支援が進められてきた。

さらに、2003年には、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に「地域再生本部」(2007年に「地域活性化統合本部」に改組)が設置、2005年には地域再生法が制定されるなど、地域再生を政府の重要政策と捉え、政府を挙げて推進する体制が外形上は整えられた。

しかし、その実態を見ると、各省庁の地域活性化に資する支援制度や施策を施策集として束ねたほか、地域再生計画制度の創設及びこれと連動した交付金制度、利子補給金や課税特例など税財政による支援、地域ブロック毎の地方連絡室の設置など相談窓口の整備等が図られてきたものの、十分な成果を挙げてきたとは言い難い。

政権交代を契機として、民主党政権下、政治主導により、国土交通省等一部の省では社会資本整備総合交付金など、細分化された類似の支援施策を統合するなど、地域にとって自由度が高く利用しやすい制度への改善に向けた取組が見られるが、こうした動きをさらに加速させ、省庁間の枠を超えた取組へと発展させることが期待される。

2. 現行の国の地域再生に関する支援制度の主な課題

国の地域再生に関する取組について主な課題を指摘すると次のとおりである。

○支援制度が省庁毎・分野毎に細分化されており、複雑で利用しづらい

各省庁が所管の政策分野毎に支援制度を創設しているため、地域活性化関連の施策数は500近くもあると言われている。この中には類似の支援制度が多数あるうえ、補助対象事業や補助率も少しずつ異なるなど、活用する地域にとっては複雑で分かりづらい状況になっており、利用者である地域から見て、分かりやすく利用しやすい制度へと政府全体で見直しを図るべきである。

○単年度予算主義の弊害

地域の再生に向けた取組は短期間で目に見える成果が表れづらい性格の事業であり、時間をかけて継続して取り組むことが重要である。しかし、単年度予算の原則に基づき、これまでの支援制度の多くは単年度限りの支援となっており、最近、複数年の支援を前提とした支援制度が少しずつ創設されているが、その支援期間は短期のものが中心で、必ずしも取組効果の十分な発現が図られていないことから、適切な外部評価やPDCAサイクルを導入しつつ、必要に応じてより長期の支援を可能とする制度への改善を図るべきである。

○計画作成や協議会設置に係る地域への過大な負担

支援制度毎に法律等に基づく計画の作成や協議会の設置が求められ、総合的に地域再生に取り組もうとした場合、分野毎に様々な計画や協議会の設置・運営を行う必要があり、地域は計画作成作業や協議会の設置・運営などの作業に追われ、疲弊させられている。このような地域に過大な負担を強いている状況は早急に改善が図られるべきである。

○施策の相乗効果発揮の困難性

省庁毎の縦割りの支援制度となっていることから、複数の支援制度を活用し同時に施策を展開することで高い効果の発揮が期待できる場合であっても、各々の制度を持つ省庁の都合により、当該地域に、同時に、支援が実施されるとは限らない。

3. 最近の地域再生政策の潮流

地域再生のための国の支援制度や取組は、最近になって改善に向けた新たな動きが見られるようになってきている。それは、「ハード」重視の支援から「ソフト」重視の支援へ、「金」の支援から「人」の支援へ、薄く広くを基本とした「ばら撒き」型から創意・工夫を凝らし頑張る地域を応援する競争的資金の積極的活用へ、関係者による協議会設置を前提とした支援へ、農商工連携など分野横断的な事業への支援へ、といった流れである。こうした流れに沿って、地域再生をより効果的に進める上で重要と考えるポイントを整理すると以下のとおりである。

〔地域再生の新たな潮流〕

- 「ハード」支援から「ソフト」支援へ
- 「金」の支援から「人」の支援へ
- 競争的資金の積極的活用
- 関係者による協議会への支援
- 分野横断的な事業への支援
(農商工連携など省庁横断的な事業分野への支援)

〔地域再生を進める上での3つのポイント〕

〔Point1〕地域の絆・コミュニティの再生

●地域の魅力の再発見

- ・地域再生を進めるためには、まず、地域住民自身が、地域の魅力を見つめ直し、地域に誇りを持つことが重要。「よそ者」の視点や「交流の鏡効果」を活用しつつ、地域住民自らが、地域の魅力を再発見する活動や地域の歴史、長年育んできた伝統・生活文化等について深く学ぶ「地域学」に積極的に取り組むことが重要。

●「新しい公共」を中心に据えた地域再生の推進

- ・地域内の多様な主体のパートナーシップを基本とした推進体制の構築が重要。地域再生の中核となる事業推進のために地域住民が中心となって、地元NPO、行政、商工会、農協等の関係団体等多様な主体の連携による持続可能な地域経営事業組織の構築を支援の必要条件とすべき。
- ・特に、人口減少・少子高齢化の著しい中山間地域においては、1つ乃至複数の集落単位で、地元の地縁団体や産業関係団体等とも連携し、地域住民が主体となって共に出資するなどリスクを共有しつつ、自治治機能に加え経済活動機能ももった、現代版の「結い」組織とも呼べる、地域経営事業組織の構築の促進を図ることが重要。

- ・この方向性は、鳩山総理が所信表明演説で提唱している、地域住民等が生きがいをもってまちづくりなど身近な課題を解決する「新しい公共」を推し進めるものでもある。
- ・なお、地域経営の事業組織等の支援にあたっては、事業立ち上げから一定期間（3～5年程度）後に、公的な支援を必要としない、自立型の事業モデルの構築が重要。

●地域再生の担い手の確保

- ・都会からの定年帰農希望者や新規就農者の積極的な受入れ
- ・二地域居住者や定住者等の地域づくりへの参画の促進や起業等の支援

〔Point2〕効果の見える地域再生のための計画の作成

- 「創出する雇用者数」、「地域内調達率」及び「目標時期」等具体的な数値目標の設定。
 - ・目標の設定は現実的かつ具体的な数値目標を設定すること。その際、特に地域での雇用の場の創出を、どのような手段で、いつまでに、どの程度創り出すかについて、具体的かつ現実的な数値目標を明記することが重要。また、「地域内調達率」も数値目標として掲げることが望まれる。
- 目標の設定と併せて外部評価やPDCAサイクルを仕組みとして導入すべき。
 - ・効果の発現に長い時間を必要とする地域再生の取組の性格上、中間点等での目標の進捗状況等について専門機関等による外部評価を受けるとともに、当該評価結果を踏まえ、より高い効果の発現のための改善策の検討に活用すべき。
- 分野毎の計画ではなく、相乗効果の期待できる総合的な事業内容の計画とすることが重要。

〔Point3〕 地域内循環型経済の形成促進について

- 地域内調達率を数値目標として掲げるとともに、調達率の向上に資する「地産地消」の推進などの取組の促進
- 農商工連携等を通じた農業の6次産業化の促進
- 小さなコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの創出の促進
- 二地域居住の促進等のグリーンライフ・ツーリズムや着地型観光の振興など交流産業の振興
- 交流産業の振興と一体となった域外からの消費拡大の促進
- 地域の豊かなライフスタイルの創造に資するライフウェア産業の振興
- 地域産業の持続的なイノベーションを図るための仕組みの構築・導入

【参考】

例えば旭川家具工業協同組合では、3年に一度国際デザイン・コンペを開催、デザイン性の高い家具産地としての世界での知名度の向上を図るとともに、世界マーケットの最先端のデザインを産地の家具関係者が学ぶ機会を提供することで、地域産業の持続的なイノベーションを図っており、こうした仕組みの導入の促進が望まれる。

IV. 新たな時代に対応した地域再生政策への提言

地域を取り巻く環境が大きく変化する中、地域が直面する課題に対応するとともに、地域再生を効果的に推進するための政策・施策を以下のとおり取りまとめる。

なお、議論喚起の観点から、あえて提言内容の絞込みを行わず、アイデアレベルのものも含めて、幅広く明記することとし、その際、分かりやすいよう、下のとおりA-Cの3つの分類を付すこととする。

- A : 具体化には更なる検討が必要だが、取り組むことが望まれる提言
- B : 困難ではあるが、強力な政治的リーダーシップがあれば、実現が可能と思われる提言
- C : 現行制度内で対応可能な提言

1. 既存の地域再生支援制度を抜本的に見直せ

Ⅲ. において指摘したとおり、現行の政府の地域再生政策は、各省庁の関連施策の寄せ集めの域を出ず、省庁毎の縦割りで設けられた支援施策には、支援内容が重複するものも多く、非効率なものとなっている。また、細分化・複雑化した支援制度は担当者すら十分に把握できていないとも揶揄されるように、利用者に分かりづらいものとなっている。さらに、支援を受けるために類似の計画作成や協議会の設置・運営が課されているなど、地域の負担は軽くない。

こうした課題を解決するとともに、地域にとって、真に使い勝手が良く、効果の高い制度へと改善を図ることが求められる。とりわけ見直しや改善が必要とされる点について整理すると以下のとおりである。

〔提言1〕 地域再生関連支援制度の抜本的な合理化・統合を図れ(B)

各省縦割りで創設されてきた、事業内容に重複や類似性が見られる支援制度を抜本的に見直し、省の壁を越えて、整理・合理化や統合を進めるべき。特に、地域再生に関連する公共事業・ハード整備関係の交付金は8事業、その総額は3兆円弱にも及ぶことから、地域再生を総合的に推進できる制度へと抜本的な整理・統合を進めるべき。

また、交付金の一部に認められている事業費の1～2割程度の提案事業(ソフト事業等)と地域再生関連の非公共事業・ソフト関連施策(約30施策・400億円以上)との関係についても見直しを図るべき。

(整理・合理化や統合の検討が望まれる主な地域再生関連支援制度 1)

以下に例示した国の地域再生に関連する主な支援制度は、各省がそれぞれの所管する業務の観点から、創設されてきた支援制度であるが、その事業目的や支援内容をみると、対象事業や支援を受けることができる対象者の多くが重複するなど非効率となっていることから、これら支援制度を抜本的に見直し、整理・合理化や統合を進めるべき。

〔公共事業・ハード整備関係〕

- 地域再生基盤強化交付金（内閣府地域再生事業推進室）
- 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
- 村づくり交付金（農林水産省）
- 中山間地域総合整備事業（農林水産省）
- 過疎地域集落等整備事業費補助金（総務省）
- 歴史的環境形成総合支援事業（国土交通省）
- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）
- 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金（内閣府地域活性化推進担当室）

等

(整理・合理化や統合の検討が望まれる主な地域再生関連支援制度 2)

[地域再生関連の非公共事業・ソフト施策関係]

(地域産業振興・雇用の場の創出関係)

- ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの振興（経済産業省）
- 地域新成長産業創出促進事業（経済産業省）
- 新事業活動支援事業〔農商工連携や地域資源活用など中小企業の新商品・サービスの開発等〕（中小企業庁）
- 地域産品販路開拓機会提供支援事業（中小企業庁）
- 強い農業づくり交付金・地産地消促進特別枠、食文化創造事業、
地域ブランド化・新需要創造支援事業（農林水産省）
- 未来を切り拓く6次産業創出事業（農林水産省）
 - ・農商工等連携支援、連携促進施設整備支援、食文化活用・創造事業、地域ブランド化・新需要創造支援事業
- 地域社会雇用創造事業交付金（内閣府）
- 漁村地域力向上事業〔漁村の地域資源を活用した産業振興〕（水産庁） 等

(観光振興・交流促進関連)

- 観光圏整備事業（観光庁）
- エコツーリズム総合推進事業費（環境省）
- 都市・農村の共生・対流関係事業（農林水産省）
 - ・広域域連携共生・対流等対策交付金、子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金等
- 漁村地域力向上事業（都市と漁村との共生・対流）（水産庁） 等

(地域づくり関係)

- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金〔賑わい創出事業など〕（経済産業省）
- 中小商業活力向上事業〔少子高齢化、安心安全など社会的課題に対応した商業活性化の取組支援による賑わい創出〕（中小企業庁）
- ICTふるさと元気事業（総務省）
- 地域公共交通活性化・再生総合事業（国土交通省）
- 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業（国土交通省）
- ふるさと文化振興事業（文部科学省）
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）
- 集落活性化推進事業〔条件不利地域における廃校等を活用した産業活性化・地域間交流促進施設の整備〕（国土交通省） 等

(整理・合理化や統合の検討が望まれる主な地域再生関連支援制度 3)

[地域再生関連の非公共事業・ソフト施策関係]

(アドバイザー等派遣事業)

- 森林（もり）を生かすプランナー育成サポート事業（農林水産省）
- 地域活性化応援隊の派遣（内閣官房）
- 地域人材力活性化事業（総務省）
- 観光まちづくりコンサルティング事業（観光庁） 等

(地域再生の担い手派遣・研修事業)

- 地域おこし協力隊事業（総務省）
- 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（農林水産省）
（いわゆる「田舎で働き隊」）
- 農の雇用事業 等
- 緑の雇用担い手育成事業（林野庁）
- 地域再生を担う人づくり支援（国土交通省） 等

注) 「整理・合理化や統合の検討が望まれる主な地域再生関連支援制度」については、首相官邸ホームページ掲載資料「地域活性化関係の各省施策（予算）について」（平成22年1月25日）等を基に、他省庁の施策との重複や類似性が見られるものを東京財団において抜粋・整理した。

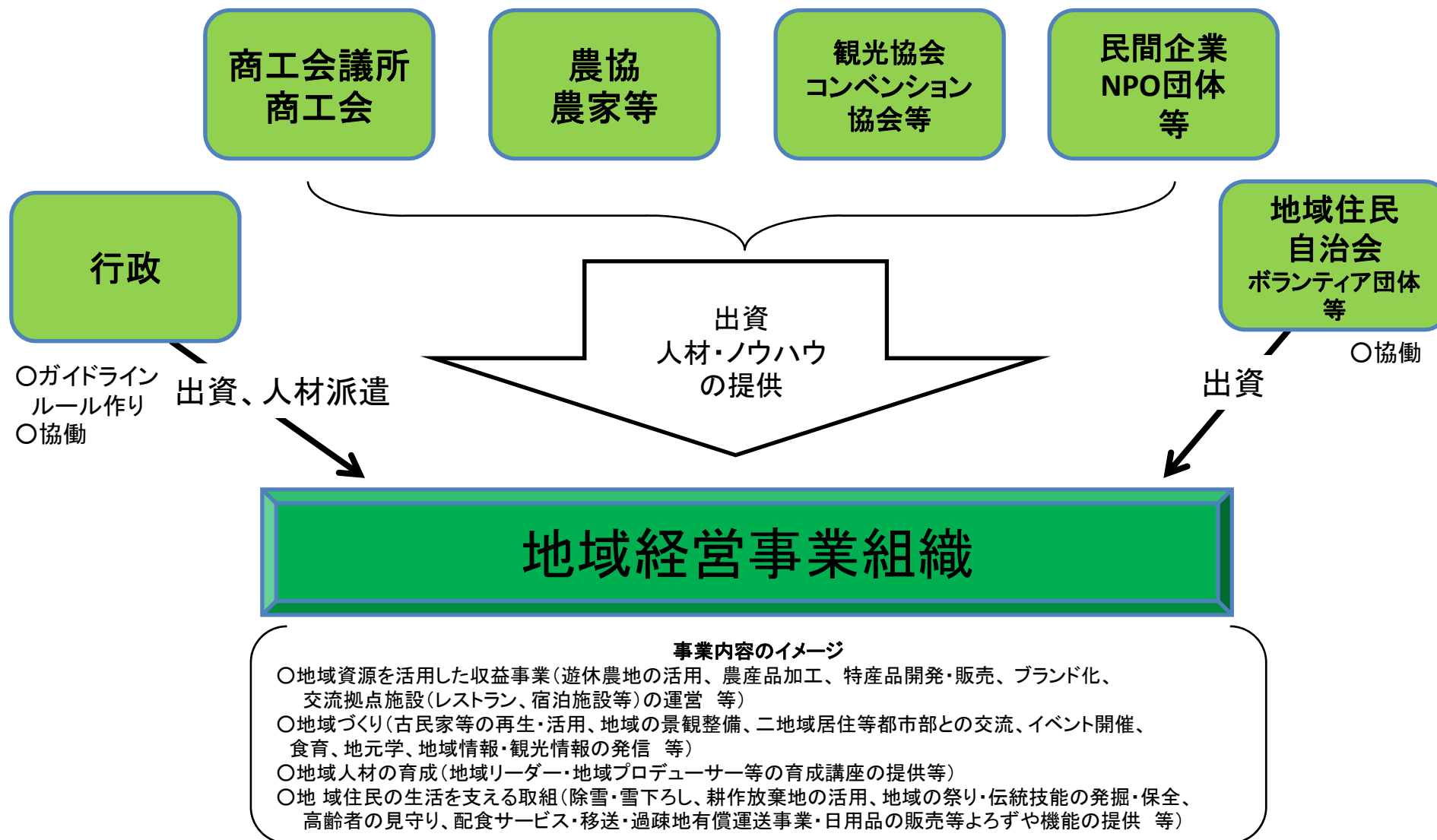
〔提言2〕 地域の多様な主体のパートナーシップを基本とした地域経営事業組織を核とする新たな地域再生支援スキームを構築せよ(C)

提言1の地域再生関連施策の整理・統合の検討と併せて、地域戦略に基づき、地域再生に必要なハード及びソフトの事業を総合的・一体的に支援できる複数年度(最長7～10年程度)継続した支援が可能な新たな包括的な支援スキームを創設すべき。

望ましい支援スキームのイメージは下のとおり。

- ・地域住民、地元NPO、地方自治体、商工会、農協等の関係団体等地域内の多様な主体のパートナーシップを基本とした推進体制の構築を支援の必要条件とすべき。
- ・また、支援にあたっては、地域再生のための事業の推進の中核的な役割を担う持続的な経営を可能とする地域経営事業組織の構築を促すような支援制度とすることが望まれる。
その際、新たな法人設立が困難な過疎化等の著しい地域では、地域の実状に応じて、集落での生活を維持する上で不可欠なサービスを提供する「よろずや」的な役割を担うことが期待される既存法人を地域経営事業組織とみなし、当該法人の事業内容に係る法的制約を超えて一定の範囲内で活動できるよう、法的措置も含めた検討を行うことが望まれる。
- ・地域再生に取り組む関係者間の適切な役割分担・費用負担を前提とした支援とすべき。
なお、費用負担については、特に疲弊の著しい地域への特別な配慮や地域住民による労働の提供は適切に金銭換算、相応の地元負担があったものとみなすなど、弾力的な対応が望まれる。
- ・特に疲弊の著しい地域を除き、原則として、地域の創意・工夫の競争を促す競争的な性格を持った支援とすべき。
- ・効果発現まで時間を要する地域再生という取組の性格を考慮した複数年度(最長7～10年程度)の支援とすべき。
- ・外部評価及びPDCAサイクルの導入を必要条件とした支援とすべき。なお、そのための評価費用は事業費の中に含めることとすべき。
- ・NPO等に対して適正な間接コストも含めたフルコスト・リカバリーの支援とすべき。

【参考】 地域の多様な主体のパートナーシップを基本とした
持続的な経営を可能な『地域経営事業組織』のイメージ



【参考】 過疎地域における地域経営事業組織の例

川根振興協議会の取組

広島県安芸高田市の川根地区(集落数19、人口580人、世帯数250戸、高齢化率46.2%)の地区住民全員を会員とする任意団体(昭和47年2月)が、行政ばかりを頼りにするのではなく、地域で担えることは地域住民自身が共同で行おうとの考えの下、地域の生活を維持し、さらには活性化するうえで必要な機能やサービスを、地域住民自らが資金を出し合って確保すべく取り組んでいる。

〔取組概要〕

(経済活動)

- ・ 廃校となった中学校の跡地活用について、施設整備の企画段階から振興会が関わり、施設規模や管理運営などについて協議を行い、交流拠点施設エコミュージアム川根が整備された。振興会を中心とした運営により年間4,000人余の利用者がある。

(交流活動)

- ・ 群舞するホタルの成育環境を守るとともに「人の流れ」から「小さな経済」に繋ぐため、「ほたるまつりin川根」を開催した。散策する道沿いの「農家庭先味めぐり」、伝統芸能の披露等により、5,000人余が訪れることとなった。

(福祉活動)

- ・ 安心して住める地域づくりのため、一人一日一円募金が行われている。この募金は、一人暮らし高齢者の訪問活動等、ふれあい部の活動費用の一部として充てられている。また、サテライト型デイサービスや小学生と高齢者の文通等、地域に包まれて生活できる環境を整えつつある。

(担い手確保)

- ・ 地域の担い手の確保のため、「お好み住宅」を提案した。地域活動への参加や義務教育終了までの子どもがいること等が条件で募集し、18世帯76人が1・Uターンで入居している。

(農地保全)

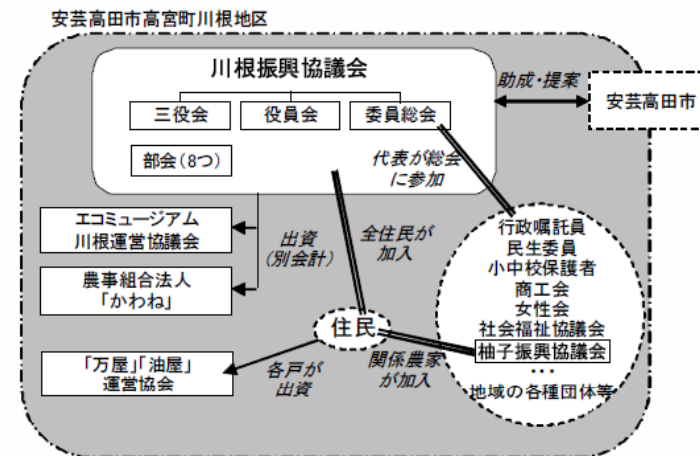
- ・ 個人や集落だけでは、もはや農地を維持管理していくことは困難となっている。川根地域19の集落全体の農地の荒廃を防ぎ、農のある空間を維持するため組織内に「営農環境委員会」を設置し、「農事組合法人かわね」との連携により農地保全に取り組む。

(生活環境)

- ・ JAが店舗の経営から撤退することとなった。地域の生活を守るため、JAから施設を譲り受け、住民出資により「ふれあいマーケット」、「ふれあいスタンド」(現在はそれぞれ「万屋」、「油屋」と改称)の名称で運営を引き継いだ。

〔関連組織〕

収益事業を担う組織として、任意団体の川根柚子振興協議会(農家約60戸が出資)、エコミュージアム川根運営協議会(代表は川根振興協議会長、資本金740万円弱中、安芸高田市500万円、川根振興協議会50万円、残りをその他の地縁組織や地元企業が出資)、万屋・油屋運営協会(地域各戸で1000円ずつ出資)がある。平成20年に農事組合法人かわねを設立。



出所)『『新たな結』による地域の活性化報告書』(国土交通省、平成21年3月)を基に東京財団で作成

EU(欧州連合)のLEADER事業

LEADER+(リーダー・プラス)は、EUの構造基金のうち、共同体が主体となり実施するスキームの一つで、農村住民が主体となって実施するボトムアップ型の農村活性化事業に対し、EUが財政支援を行うもの。

※LEADERは「農村経済の開発のための活動の連携」を意味するフランス語の頭文字を並べたもの

○趣旨・目的 共通農業政策(CAP)が農業振興・農家育成を目的として価格・所得政策、農村開発政策を行っているのに対し、農村地域全体の活性化を目的として農村経済の持続的発展のための活動を援助

○制度概要

・対象地域 EU加盟各国の農村地域のうち、人口規模が原則1万人以上10万人以下、人口密度が120人/km²以下の地域を対象

・実施主体 地域活動グループ(LAG: Local action group)・・・当該地域のコミュニティ、自治体等の公的機関、民間企業、個人を構成員とし、これらのパートナーシップにより設立される会社又は協同組合
(2003年現在、938グループ)

・対象プロジェクト

①個別の農村地域事業への助成

(例)グリーン・ツーリズム(農家民宿整備)、地場産業振興(地場産品の付加価値向上、産品紹介へのIT活用)、農村在住女性・若者の就業促進 等

②農村地域間の協力の支援(共同プロジェクトや技術支援経費)

③ネットワーク化(成功例情報の共有等のネットワーク支援)

・補助対象メニュー LAG運営資金、普及宣伝活動等
(※インフラは対象外)

・EUによるLAG選定の際の基準

パートナーシップ、地域立脚型、実験的、ボトムアップ、地域間・越国境的協力、採算性、環境への配慮等

→LAGは、競い合ってより優れた事業計画を提出して助成を申請、選ばれたグループのみ補助金を獲得できる仕組み

LEADER+の予算配分(2000～2006年)

国名	千ユーロ
ベルギー	1,500万
デンマーク	1,500万
ドイツ	2億4,700万
ギリシャ	1億7,200万
スペイン	4億6,700万
フランス	2億5,300万
アイルランド	4,000万
イタリア	2億6,700万
ルクセンブルク	200万
オランダ	7,800万
オーストリア	7,100万
ポルトガル	1億5,200万
フィンランド	5,200万
スウェーデン	3,800万
英 国	1億9,900万
欧州国のネットワーク	4,000万
合 計	99億2,000万

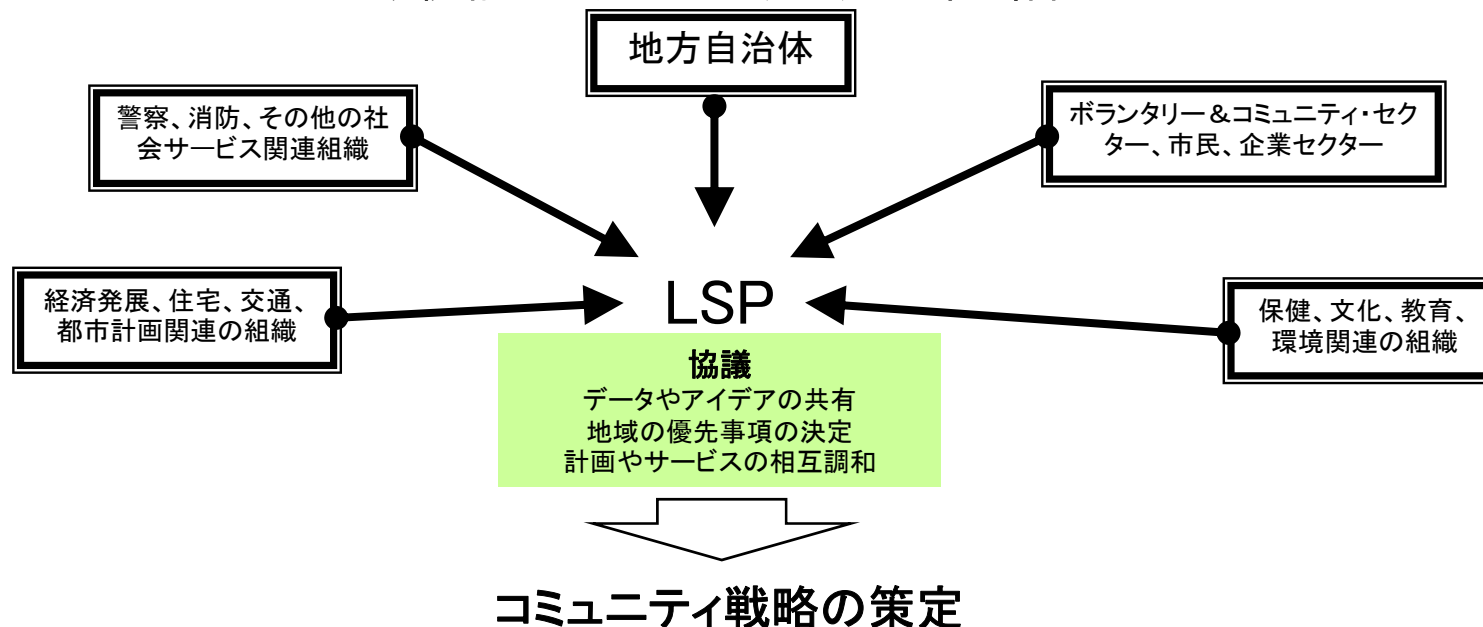
(出典)西川明子「欧州連合(EU)の農村振興政策—LEADER事業—」『レファレンス 2003.8』等を基に国土交通省国土計画局作成

【参考】 英国のパートナーシップによる地域再生の取組

英国のメジャー政権は、1994年、これまで5つの省庁に縦割りに計上されていた20の地域再生関連補助金を統合し、地域住民、自治体、民間企業やボランティアセクターやコミュニティセクター等のパートナーシップを重視した地域再生政策を進めるための包括的補助金制度である単一再生予算を創設した。これは包括補助金制度となっており、全国のパートナーシップから寄せられた提案の中から、優れた事業計画を選定し、1年から最長7年間の補助を行うものであった。

1997年に誕生したブレア政権でも、引き続き、パートナーシップを基本としたコミュニティ・ニューディール資金や近隣地区再生資金の創設、さらには地方自治体に対して地域戦略パートナーシップの構築を促すガイドラインの制定が図られるなど、パートナーシップをベースにした政策が進められている。

地域戦略パートナーシップ(LSP)の基本的枠組み



〔提言3〕 各省庁に分散する地域再生関連セクションの整理・合理化を進めるべき(B)

提言1、2の検討と併せて、各省庁に分散して設けられている地域再生に関する既存の組織の整理・合理化を各省庁横断的に行うことも検討すべきである。

地域の多様な主体によるパートナーシップを生かした地域再生を進めている英国では、その効果的な推進を図る観点から、地域の出先機関を統合するなどの機構改革も併せて行っており、こうした例も参考にしつつ、国の地方支分部局の統合も含め、総合的で効果的な地域再生政策の推進が図ることのできる体制の構築を検討すべきである。

(整理・合理化により高い効果が期待される主な地域再生関連組織)

他省庁にも類似の地域再生に関する事務・事業を担当している組織がある、又は、現在は別々の組織で推進しているが、総合的・一体的に推進することで高い効果が期待できる事務・事業を行っているなど、整理・統合することで、地域再生の推進により高い効果が期待できると思われる主な組織を例示すると以下のとおりである。

- 内閣官房地域活性化統合事務局、内閣府地域再生事業推進室
- 総務省地域創造グループ地域政策課、地域自立応援課、
過疎対策室、地域振興室、コミュニティ・交流推進室
- 農林水産省農村振興局中山間地域振興課、都市農村交流課
- 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課、立地環境整備課、
地域技術課、商業課、小規模企業政策室
- 国土交通省都市・地域整備局地方振興課、離島振興課、
観光庁観光地域振興部観光地域振興課、観光資源課 等

〔提言4〕 補助金等の支援を受け事業を行う民間団体等の事業推進に必要な事業資金の確保のための仕組みの創設を図れ（C）

補助金等を受け事業を行うNPO等の民間団体においては、国等の補助金等の支払いが年度末精算を基本としているため、これまでは事業着手から年度末の事業終了までの間、民間団体は、必要な事業費を自ら確保することが求められていたが、経済基盤の脆弱な団体も多く、金融機関からの借り入れが受けられない団体も少なくない。

そこで、公的な主体から補助金等を受け事業を行う場合には、その事業主体が当該補助対象者であることを公的に証明する証明書を民間団体に発行・交付する仕組みを構築し、その証明書の提出によって、政策金融機関や地域金融機関等から必要な事業資金の一定割合の貸付を無利子又は超低利で融資を受けられることができる制度の創設を図るべき。

2. 地域への「担い手人材」の流動化の仕組みを構築せよ

地域再生には担い手が必要であり、担い手を恒常的に確保できないことが地域にとって最大のネックになっている。そこで、自治体が任期付公務員として「地域再生仕事人」の採用が有効であるとする政策提言「専門人材の恒常的な確保による地域再生～『地域再生仕事人』の活用」を2009年7月に取りまとめ、公表したところであるが、その後、さらに検討を深め、上記に加え、以下のとおり提言を行うものである。

〔提言5〕 霞が関人材の地域再生への投入・活用を図れ (A)

地方の実態に精通した若手霞ヶ関人材の育成と地域の担い手不足の解消を図るため、やる気のある若手霞ヶ関人材を公募、地域再生のための特定課題の解決やプロジェクト推進の責任者として、一定の成果が出せる期間(5年程度)国費で派遣、活用する人材流動化の仕組みを構築すべき。

さらに、これまでの地方自治体への出向制度を改め、地方自治体が真に望む人材の確保を容易にする観点から、地方自治体が特定の国家公務員を指名、人事院への派遣を要請、本人との間で給与などの処遇面の条件等の調整がつけば、当該地方公共団体に派遣できる仕組みを構築すべき。

〔提言6〕「平成の開拓使」派遣プロジェクトの推進を図れ(A)

耕作放棄地が増加し、集落機能の低下がみられる中山間地域において、耕作放棄地を活用、農業を展開し、農地の多面的機能を維持する活動を行う国営農業団体を組織し、ここに地方での生活を希望するシニア国家公務員(本省・地方局勤務の管理職及び一定年齢以上の職員)を派遣する「平成の開拓使」プロジェクトを推進してはどうか。

たとえば、耕作放棄地の解消など農地の多面的機能の維持に必要な役割相当の最低限の給与を支給し、それ以外は、国営農地からの農作物の販売収入、地域の農業者の様々な補助金等の申請に必要な書類の作成代行、雪かきや集落のよろづや機能の提供等の事業活動収入等からまかなうといったスキームが考えられる。まずは、希望者を募り、その実現可能性を探るためのパイロット事業に取り組んではどうか。

〔提言7〕地域への人材派遣支援事業の派遣期間の見直し、長期化を図れ(C)

現在、政府で進めている、「金の支援」から「人の支援」へという流れは是認できるものであるが、現在の支援制度の多くは、短いもので半年間、長いものでも3年間程度となっている。派遣された人材が地域に溶け込み、地域の信頼を得て、地域再生に一定の成果を挙げるとともに、地域内で自立できる組織体制を構築するためには、最低でも5年程度の期間が必要であることから、人材派遣に関する支援制度の支援期間の見直しを進めるべき。

その際、派遣先を提言2の「地域経営事業組織」に重点化するなど、より高い効果の期待できる派遣先への見直しも併せて行うべき。

〔提言8〕「地域人材育成奨学金制度」の創設の促進を図れ(B)

「地域の人材は地域で育て、地域で生かす」ことを基本に、地域で生まれ育った若者等が、海外を含め域外の大学・大学院等の卒業後、地域に戻り、一定期間就業又は起業すること等を条件として奨学金の返済等を免除するといった奨学金制度の創設は、人材の地域からの流出を防ぐ効果を有しており、各地でこうした奨学金制度の創設が進むことを期待。制度創設促進のため、資金拠出者に対し税の減免等の措置についても併せて検討することが望まれる。

【参考】

例えば、シンガポールでは、シンガポール国内の大学またはポリテクニク（高等専門学校）に入学する留学生は、教育省が定める学費補助制度を利用して、学費の最大80% までの補助を受けることができ、留学終了後 3 年間シンガポールの企業で働く旨の誓約書をシンガポール政府と交わした場合に、学費補助の申請資格を得ることができる。この学費補助制度を通して支払われた補助金は返済不要となっている。

3. 地域を想う「志金」を地域再生に積極的に活用せよ

地域の再生には、地域住民はもとより、その地域の出身者など目に見える関係性を生かした幅広い関係者の協力を得ることが必要である。

地域住民、行政や地域金融機関が、相互にリスク・リターンを分かち合う相互扶助を基本とした、資本の論理と一線を画す、かつてあった無尽等のような地域金融の新たな現代的な仕組みを再構築することが重要である。

特に、地域再生の取組への直接的な参画を促すことはもちろんのこと、直接参加は難しいが、「地域再生に協力したい」との思いを持った人から、地域への思いのこもった志のあるお金「志金」を集め、それを地域再生へ有効に活用できる仕組みやこれを促す環境整備を構築することが重要である。そこで以下のとおり提言を行うものである。

〔提言9〕 地域経営事業組織支援のための税制上の特例措置の創設を図れ(B)

地域再生推進の中核的組織として活躍が期待される、地域のパートナーシップに基づく地域経営事業組織について、地域再生に関する計画への事業主体としての位置づけや地方自治体による指定など一定の条件を満たす場合に、当該地域経営事業組織への市民や地域金融機関等からの出資に対する住民税等の減免措置や投資額に対する損金算入などの特例措置を創設すべき。

さらに、地域住民等が出資しやすい環境構築の一環として、年末調整での減免手続きを可能とするなど、手続きの簡素化を図ることが望まれる。

**〔提言10〕 まちづくりや地域資源を活用した事業を応援するファンド支援のための
税制上の特例措置の創設等を図れ(B)**

NPO等によるまちづくりを応援するファンドへの寄附金控除制度の一層の有効活用(寄付金控除のための条例での指定の促進)を図るべき。また、地域産業の活性化を図る上で高い効果が見込まれるとともに、地域のパートナーシップによる地域再生に関する戦略等で位置づけた事業であることなど一定の条件を満たす事業の推進に必要な事業費の調達を目的とした事業ファンドを組成しやすい環境を形成するための税制上の特例措置の創設等を検討すべき。

*例えば、出資金の一定割合の損金参入や配当への証券税制の適用など

〔提言11〕 ふるさと納税を促すための制度改善を図れ(C)

故郷や応援したい地方自治地体に寄附を行った場合に、住んでいる地方自治体の住民税及び所得税の控除が一定限度まで受けることができる「ふるさと納税」制度の一層の活用を促すため、「年末調整」手続きの中で控除申請が可能となるよう申請方法及び申請用紙の様式の改善を図るべき。

〔提言12〕 金融検査のあり方を見直せ(C)

財・サービスの流通を促進させて、地域の活性化を図るには、お金の地産地消が不可欠である。その点、地域の住民や企業が利用者・会員となって、互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の地域金融機関である信用金庫や信用組合は、地元企業の発展なくして事業の発展もなく、地元企業を共に維持し、育て、発展させることなくしてわが国全体の発展は望めないことから、国際金融業務を行う都市銀行等とは異なった基準に基づき金融検査を行うことが適当である。

金融庁においても、地域金融機関の地域における役割に一定の理解を示し、リレーションシップ・バンキングの機能強化を唱うとともに、金融検査マニュアルを改訂、中小企業向け債権の査定条件を緩和しているが、実際の金融検査においては、この方針が必ずしも徹底されておらず、検査官によっては、この方針と逆行するような査定を行う場合も少なくなく、こうしたリスクを恐れる地域金融機関の中小企業への積極的な融資が進まない事由となっていることも多いことから、金融検査官の恣意性を極力排した検査のあり方を見直しを図るべき。

4. その他の地域再生に資する施策等に関する提言

〔提言13〕 郵便局ネットワークのコミュニティ・サービス拠点としての活用を図れ(B)

市町村合併等の影響により、全国の中山間地域では、支所や出張所など身近にあった公共サービスや生活関連サービスの拠点等の廃止が相次いでいる。

こうした中、局舎が全国にほぼ均質に存在し、国民誰に対しても大凡等しい距離に存在する“物理的”アクセス・ポイントを有する郵便局ネットワークを最大限活用し、「住民のニーズに柔軟に対応できるユニバーサルサービス拠点」に転換させることが重要である。

*なお、これをどう実現していくかなどの詳細については、東京財団の郵政改革に関する政策提言（「郵政改革試案（中間報告）—住民が決めるユニバーサルサービスへ—」）においてまとめているので、こちらを参照されたい。

〔提言14〕 地域内調達率の向上を促す制度の創設を図れ(B)

地域内循環型の地域経済の形成を図るため、自治体が地域内の製造業やサービス業等が、その原材料の調達に関する地域内からの調達の実態を把握、その調達割合（地域内調達率）を把握するとともに、一定以上の地域内調達率の達成や改善を目指す事業者の取組を応援するため、たとえば、当該自治体が取組を進める企業等に対して資源調達費の差額の一定割合の支援を行う場合に、その支援に係る事業費について交付税措置を行うなど、地域調達率の向上に資する支援措置の創設を図るべき。

【参考】

長野県栄村の栄村振興公社では、伝票の項目に調達元地域のチェック欄を加えるなど簡便な方法により村内からの調達額を計算している。平成20年度のデータによれば同公社で調達した飲食材料は46%が村内から調達され、消耗品費、光熱水費等を加えると、村内調達率は約7割になるとのこと。地方自治体や第3セクターはもとより、地元企業がどれだけ地域内から資材等を調達しているかを数字で把握することは重要。

〔提言15〕 地域の実情に合った社会資本整備の仕組みを構築せよ(B)

これまでの国の社会資本整備に関する支援制度では、国が一定の規格・基準を定め、この基準等を満たす社会資本を整備する場合に補助等を行うこととなっていた。その結果、ともすると、補助金等の獲得のために、無理に国の基準を満たそうと、地域の実情に合わない、過大な規格・水準の社会資本整備が地方自治体によって進められてきたとの指摘もある。

一方、長野県の栄村の「道直し」事業や「田直し」事業のように、地域の実情に合った規格の社会資本整備を地方単独事業で行う地方自治体も一部で見られるようになっているが、必要な社会資本の整備を最小限の投資で行おうとする自治体の創意・工夫を、国としても積極的に後押しすることが重要である。

そこで、国が定める規格・基準に合致しない社会資本の整備であっても、整備される社会資本が地域の実情に即し、地域にとって必要な社会資本の機能やサービスの水準を満たすものであって、これにかかる事業費が国が定める規格・基準の社会資本の整備に必要な事業費と比べ小さい場合には、国の補助事業の対象事業とみなし、支援を可能とする仕組みを構築すべき。

V. 今後の研究活動について

東京財団では、昨年9月より約半年にわたり、地方の喫緊の課題である地域産業の活性化や地域の雇用の場の確保・創出のための諸方策をはじめ、経済的に自立した持続可能な地域の再生を進める上でポイントとなる「コミュニティの再生」及び「地域内循環型経済の形成」促進のための効果的な仕組みや施策等について、政策研究を進め、今般、この半年間の研究成果を中間報告として取りまとめた。

政策提言を出すにあたっては、地域再生政策のより望ましい展開に向けた地域での活発な議論を喚起する観点から、あえて提言内容の絞込みを行わず、アイデアレベルのものも含めて、世に問うこととした。

今後、東京財団ホームページ等を通じて、この中間報告に掲げた政策提言の内容を国、地方自治体はもとより地域再生に取り組む関係者等に対して広く情報発信するとともに、地域再生に最前線で取り組んでいる方々の忌憚ない意見等を集め、これらの意見等を反映し、地に足の着いた、利用しやすくより高い効果が期待できる地域再生に関する政策提言を取りまとめていくこととしたい。

また、地域再生は様々な政策分野に広く跨る政策テーマである。今般の提言では、あくまで地域再生政策分野の一部について検討、提言したにとどまる。

地域の伝統文化、伝統産業の継承や地域の生活の足となる公共交通の確保などこれまでの研究活動において検討されていない地域再生に関する政策テーマはまだ多くあり、こうした政策テーマの検討も深めていく必要がある。

東京財団では、取りまとめた提言の実現に向けて関係方面に働きかけるとともに、来年度も、引き続き、地域再生の最前線の国内外の取組や地域リーダー・実践家の意見等の把握に努めなるなど研究活動を続けながら、より実践的で効果的な地域再生政策の提言を取りまとめていく予定である。

參考資料

新しい地域再生政策研究会 主なメンバー

(主な有識者メンバー)

板垣 欣也(マネージメント・デザイン・オフィス代表)

岩佐 吉郎(名桜大学寄附講座教授)

梅川 智也(財)日本交通公社研究調査部長

清水 慎一(JTB常務理事、地域活性化伝道師)

十代田 朗(東京工業大学准教授)

松本 大地((株)商い創造研究所代表取締役)

吉永 憲 ((株)共同通信情報企画本部次長)

関係省庁政策担当者

(東京財団)

赤川貴大 研究員

○井上 健二 研究員

富田 清行 研究員

注)○はプロジェクト・リーダー

新しい地域再生政策研究会

これまでの検討経緯

	開催日時	検討テーマ
第1回	2009.9.8	『地域再生関連施策の各省の取組状況について 1』
第2回	2009.9.28	『地域再生関連施策の各省の取組状況について 2』 『地域の「強み」を生かした産業の活性化と地域再生』 講師：大塚洋一郎氏（NPO農商工連携サポートセンター代表）
第3回	2009.10.8	『地域再生の実践例から地域再生のあり方を考える』 講師：清水慎一氏（株）ジェイティービー常務取締役）
第4回	2009.11.6	『21世紀をリードする社会交流欲と地域再生 ～ポートランドにおける人と街と商いの良好なリンケージ～』 講師：松本大地氏（株）商い創造研究所代表取締役）
第5回	2009.11.25	『持続可能な地域社会の実現とそれを支える新しい 地域金融の在り方 ～場所文化フォーラムの実践を通して～』 講師：吉澤保幸氏（場所文化フォーラム代表幹事）

	開催日時	検討テーマ
第6回	2009.12.9	『農山村の再生』 講師:小田切徳美氏(明治大学農学部教授)
第7回	2009.12.18	『伝統産業の内発的イノベーションの仕組み・仕掛け ～京の老舗から学ぶ～』 講師:土居好江氏(NPO法人遊悠舎京すすめ理事長)
第8回	2010.1.14	『志のある資金を生かした地域再生方策』 講師:猪尾愛隆氏(ミュージックセキュリティーズ(株)取締役) 小林洋光氏(株)トビムシ 法務/事業管理統括)
第9回	2010.2.12	『中小企業ネットワークと事業システム戦略 ～イタリアの事例より～』 講師:稲垣京輔氏(法政大学経営学部経営戦略学科教授)
第10回	2010.2.18	『英国のパートナーシップによる地域再生の取組 と日本への示唆』 講師:白石 克孝 氏(龍谷大学法学部政治学科教授)
第11回	2010.3.8	『農を基軸とした日本で最も美しい村づくり ～美瑛町の世界につながる美しい村づくりへの挑戦～』 講師:浜田哲氏(美瑛町長)

新しい時代の地域再生政策（中間報告）

— 「地域コミュニティの再生」と「地域内循環型経済の形成」を目指して—

2010年3月発行

発行者 東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F

Tel 03-6229-5504（広報代表） Fax 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを必ず明記してください。

東京財団は、日本財団および競艇業界の総意のもと、公益性の高い活動を行う財団として、競艇事業の収益金から出捐を得て設立され、活動を行っています。

東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3 階

tel. 03-6229-5504 fax. 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tkfd.or.jp/>